

## 地区計画の変更（和泉市決定）

### 和泉都市計画三林東地区地区計画

#### 1．地区計画の方針

名 称	三林東地区地区計画	
位 置	和泉市三林町及び黒石町地内	
面 積	約 10.2 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 お よ び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、和泉市の中心部から南東へ約 8 kmの丘陵地に位置し、北側に隣接して新住宅市街地開発事業で整備された光明台、西側には土地区画整理事業により整備されたみずき台、南・東側には果樹林や樹林地による緑地を有しており、周辺環境に配慮した魅力のある質の高いまちづくりが期待される地区である。</p> <p>このため、本地区において、都市基盤施設整備とあわせ、建築物等の規制・誘導を行い、周辺環境と調和した緑豊かで質の高い居住環境の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>緑豊かで質の高い低層住宅地としての土地利用を図る。</p> <p>また、道路及び公園を計画的に配置し、地区外周部には法面の保護や樹林地の保全を考慮し、連続した緑地帯を配置する。</p>
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．道路 地区への出入口となる地区内幹線道路及び街区内にサービスする主要区画道路を地区施設として整備する。 また、地区の安全性向上のため、地区南端から地区外に接続する道路を地区施設として整備する。</li> <li>2．公園 地区の中心的な公園となる 1号、2号公園を地区施設として整備する。</li> <li>3．緑地 周辺環境への配慮から、地区外周緑地を地区施設として整備する。</li> <li>4．その他公共空地 地区の外周緑地により、分断される隣接土地の通行機能を確保するため、通行空間を地区施設として確保する。</li> </ol>
	建築物等の整備の方針	<p>緑豊かで質の高い居住環境を形成するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造等に留意して整備を行う。</p>